



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会社名 株式会社 大光銀行
代表者名 取締役頭取 古出 哲彦
(コード番号 8537 東証第 1 部)
問合せ先 総合企画部長 武藤 敬介
電話番号 (0258) 36-4111 (代表)

執行役員制度の導入に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、執行役員制度の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 執行役員制度の目的

取締役会の活性化及び意思決定の迅速化を図るとともに、多様な人材の登用により組織の活性化を図ることを目的とします。

2. 執行役員制度の概要

- (1) 執行役員は、業務の執行を担当する最上位の職制の行員の位置付けとします。
- (2) 執行役員の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会直後に開催される取締役会の終結時までとします。ただし、再任は妨げないものとします。
- (3) 執行役員の選任・解任は、取締役会の決議によるものとします。

3. 導入時期

平成 29 年 6 月 22 日

4. 執行役員人事

執行役員制度導入に伴う人事につきましては、本日公表の「役員の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上